

令和4年4月 開園予定

トゥインクルキッズ高田保育園 年度限定保育のご案内

【企業理念】 子育てしやすい社会を創る

【保育目標】 主体性と自律を育む

【住所】 神奈川県横浜市港北区高田東3丁目1-11-1階

【年度限定対象年齢】 1歳児～2歳児

【年度限定募集人数】 2名

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
-	1名	1名	-	-	-

※ 年度限定応募につきましては

横浜市HPの“年度限定保育事業のご案内_利用をお考えの方へ”をご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/nendogenteihoiku.html>

【申込書類】

1. 年度限定保育事業利用申請書
⇒[利用申請書（第16号様式）](#) <横浜市>
2. 利用年度の施設・事業利用調整結果（保留）通知書の写し <横浜市>
3. 横浜市の支給認定決定通知書の写し <横浜市>
(認定有効期間及び負担区分適用期間に利用開始日が含まれている支給認定決定通知書)
4. トゥインクルキッズ高田保育園 年度限定保育申込書
5. トゥインクルキッズ高田保育園 延長保育・土曜保育 利用申請書
6. (該当者のみ) 多子減免届出書
⇒[多子減免届出書（第17号様式）](#) と添付書類 <横浜市>

【開所日】 月曜～土曜

【開所時間】

開所時間 : 7:00～20:00(月曜～金曜)
7:00～18:30(土曜)

【ご利用時間】

保育標準時間 : 7:30～18:30(11時間保育)
延長保育(朝) : 7:00～ 7:30
延長保育(夕) : 18:30～20:00

※土曜日の延長保育(夕)はありません。

【保育料について】

(単位:円/月)

利用区分	利用日数	負担区分	基本保育利用料 (月額)	多子減免対象児童の 基本保育利用料(月額)	
				第2子	第3子
基本保育 (11時間) まで	基本単価	A～B	0円	0円	0円
		C～D2	10,000円	5,000円	0円
		D3～D5	20,000円	10,000円	0円
		D6～D8	30,000円	15,000円	0円
		D9～D11	40,000円	20,000円	0円
		D12～D14	50,000円	25,000円	0円
		D15～D27	60,000円	30,000円	0円

項目	実費徴収(月額)	
教材費	1,000円	※テープ、絵の具、クレヨン、のり、色画用紙、各種素材 等
おむつ・お尻拭き代	3,000円	※おむつ、お尻拭き、おむつ処理 等
その他	適宜	※イベント、生活等における特別な活動等の事由が発生した場合
合計	4,000円	

※ おむつ利用が終了した園児については、活動充実のため教材費に充てさせていただきます。

【延長保育の料金】

(単位:円/月)

月利用日	11日以上			10日以内		
	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
30分利用	1,700	850	0	850	420	0
60分利用	3,400	1,700	0	1,700	840	0
90分利用	5,100	2,550	0	2,550	1,260	0
120分利用	6,800	3,400	0	3,400	1,680	0
間食代※1	2,500			1,250		
夕食代※2	7,500			3,750		

※1 18:30～19:30の延長保育利用の場合、間食を提供するため別途費用が発生いたします。

※2 19:30～20:00の延長保育利用の場合、夕食を提供するため別途費用が発生いたします。

【入園準備について】

保護者に用意いただく物

対象児童 1～5歳児
置き着替え(2セット程度)
※持ち物には全て油性ペンで名前をご記入してください。

※ 当園では手ぶら登園実施のため入園時のお持ち物を極力少なくする活動を行なっております。
ご用意いただく衣類は活動等で汚れてもよいものをご準備いただくようお願いいたします。

【給食等について】

提供方針
給食は全ての活動の源となる大切なものと認識しています。 そのため楽しく安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

提供方法
自園調理で提供いたします。

アレルギー対応

当園は、「保育所におけるアレルギー対策ガイドライン」（平成23年3月厚生労働省）をもとに自治体及び医師会が策定した「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、適切な対応に努めていきます。

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますのであらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。除去すべき食品について保護者と確認し、除去食及び代替食を提供するか家庭から持参するか等の対応内容を決定いたします。

※本資料記載の情報は、現時点での計画になります。行政の判断等により変更となる可能性がございますので、あらかじめご承知おきください。